

京 都 府  
口 蹄 疫 対 策 マ ニ ュ ア ル  
(平成22年 9 月 暫定版)

危 機 管 理 監  
農 林 水 産 部



# 目 次

## 第1部 総論

第1	目 的	I
第2	情報連絡体制	I
第3	府警戒本部	I
第4	府対策本部及び現地対策本部	II
第5	広報及び相談	II
第6	防疫対策	III
第7	風評被害対策	IV
第8	広域連携	V
第9	見直し	V

## 【関係資料】

①	口蹄疫の発生状況等に応じた京都府の体制	1
②	口蹄疫疑い事例確認時の京都府の対応	2
③	口蹄疫疑い事例発生時の連絡体制、広報対応等（口蹄疫発生まで）	3
④	口蹄疫発生確認時等の連絡体制、広報対応、府対策本部体制等	4
⑤	府警戒本部の設置	5
⑥	府警戒本部における初期対応等	6
⑦	広域防疫対策センターに係る専門家チーム委員名簿	7

⑧	府対策本部の体制図等	8
⑨	府対策本部の事務分掌	9
⑩	府対策本部の事務局体制	10
⑪	現地対策本部の事務分掌（例）	11
⑫	現地対策本部の事務局体制（例）	12
⑬	京都府口蹄疫専門家チーム会議委員候補者名簿（案）	13
⑭	動員計画（例）	14
⑮	近畿ブロック等口蹄疫対策協議会 合意事項	15
⑯	近畿ブロック等口蹄疫対策協議会緊急連絡網	16

## 第2部 各論

○	京都府における口蹄疫発生時の初動防疫対策要領（骨子）	17
○	京都府における口蹄疫発生時の初動防疫対策要領	（別冊）
○	現地対策本部用口蹄疫対応マニュアル（例）骨子等	18
○	現地対策本部用口蹄疫対応マニュアル（例）	（別冊）

## 第3部 参考資料

●	京都府口蹄疫対策本部等設置要綱（案）	①
●	口蹄疫対策の法的根拠	②
●	口蹄疫とは	③

# 第1部 総論



## 第1 目 的

京都府内等で口蹄疫の発生が確認された場合において、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）、口蹄疫対策特別措置法（平成22年法律第44号。以下「特措法」という。）、口蹄疫に関する特定家畜伝染病予防防疫指針（平成16年12月1日農林水産大臣公表。以下「防疫指針」という。）等に基づき実施する口蹄疫の発生予防から一連の防疫対策について、国、京都府をはじめ、市町村、関係団体、生産者等が協力連携して取り組むこととし、必要な対応措置を円滑に推進するために口蹄疫対策マニュアルを定める。

## 第2 情報連絡体制

### 1 他府県等の発生状況、対応状況等の情報共有

庁内各部局に対して危機管理調整会議等において随時情報連絡する。

また、市町村等関係機関についても、適宜、情報連絡する。（関係資料1）

### 2 発生が疑われた場合

(1) 家畜保健衛生所は、臨床症状から口蹄疫の発生が否定されず、PCR検査のため独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構 動物衛生研究所へ検体を送付するとき（写真判定のため画像を送信する場合を含む。）は、畜産課及び発生農場の地域を管轄する広域振興局に連絡するとともに、農家に移動・立入自粛の要請、消毒措置等を開始する。

広域振興局（京都市の場合は畜産課）は、該当市町村に情報を連絡する。

畜産課等は危機管理・防災課に連絡し、庁内連絡会議の開催等について協議するとともに、国（消費・安全局動物衛生課、近畿農政局）及び近隣府県に連絡する。（関係資料2，3）

(2) 疑似患畜と決定された場合（画像により疑似患畜と決定された場合を含む。）は、上記(1)と同様に情報連絡するとともに、第4の府対策本部から迅速に国、市町村及び危機管理関係機関に情報を連絡し連携を図る。（関係資料2，4）

## 第3 府警戒本部

### 1 府警戒本部の設置

国内の複数都道府県（近隣府県以外）において本病の発生が確認され、その感染拡大状況などから京都府への感染拡大が懸念される場合、京都府内でのより一層の警戒対応措置を講じるため、知事を本部長とする京都府口蹄疫警戒本部（以下「府警戒本部」という。）を設置する。（関係資料5，6）

## 2 府警戒本部の役割

府警戒本部は、必要な情報の収集、広報・相談、防疫用資材の調達、動員計画の作成等を行う。(関係資料6)

## 3 専門家の助言

警戒対策については、必要に応じて広域防疫対策センター専門家チーム委員の助言を得る。(関係資料7)

## 第4 府対策本部及び現地対策本部

### 1 府対策本部の設置

京都府内又は近隣府県で本病の発生が確認された場合、全庁体制で迅速・的確な対応措置を講じるため、知事を本部長とする京都府口蹄疫対策本部(以下「府対策本部」という。)及び広域振興局長を本部長とする口蹄疫現地対策本部(以下「現地対策本部」という。)を設置する。

なお、発生の確認前においては、必要に応じて庁内連絡会議を開催し、情報を共有し各部局役割の確認等を行う。(関係資料1, 8)

### 2 府対策本部及び現地対策本部の役割

(1) 府対策本部は、必要な情報の収集、広報・相談、防疫対策の総合調整・決定とともに、国等の関係機関との連絡調整、自衛隊の派遣要請、現地対策本部への指示・支援等を行う。(関係資料9, 10)

(2) 現地対策本部は府対策本部の指示に基づき、発生農家の防疫措置、支援対策等を講じるとともに、実施に当たっては市町村、地域関係機関団体等との十分な連携協力を図る。(関係資料11, 12)

なお、京都市内で本病の発生が確認された場合は、府対策本部において京都市と連携の上で、現地対策を実施する。

### 3 専門家の助言・検証

本府の対策について、必要に応じて京都府口蹄疫専門家チーム会議を設置し、助言・検証を得る。(関係資料13)

## 第5 広報及び相談

### 1 報道機関等への公表等

(1) 発生が疑われた場合(第2の2の(1))又は疑似患畜と判断された場合において、府対策本部等から報道機関に情報提供するとともに、現地対策本部、市



町村、畜産関係団体、危機管理関係団体等に情報連絡する。

なお、必要に応じて本部長等は記者会見を行う。(関係資料3, 4)

- (2) 報道機関への情報提供に当たっては、防疫対策の徹底への協力とともに、生産者プライバシーの保護及び地域における風評被害の防止についても配慮を要請する。

## 2 京都府ホームページ等での公表

- (1) 公表資料等は京都府ホームページ(危機管理Web等)で公表するとともに、テレビ・ラジオ等の各種媒体を通じ、適宜、広報活動を実施する。
- (2) 一般向けの分かりやすい広報の徹底に努めるとともに、京都府への相談内容(府民ニーズ)も生かしたタイムリーな広報活動に努める。

## 3 相談

京都府民の不安・混乱の解消、風評被害対策等のために、府対策本部に電話等による相談窓口を設置する。

# 第6 防疫対策

## 1 基本方針

本府で口蹄疫が発生した際には、徹底した封じ込めと一連の防疫措置を短時間で完了させることによりその被害を最小限に食い止めることを基本とする。このため、発生した際には、殺処分により口蹄疫の撲滅を進め、常在化させない対策を講じる。

また、口蹄疫の防疫措置の重要性を認識し、侵入防止による清浄性の維持及び早期発見、早期通報のための監視体制の強化を図るとともに、発生時における迅速かつ的確なまん延防止対策が講じられるよう、全庁による危機管理体制を構築する。

## 2 情報の収集・共有

府対策本部は、現地対策本部、市町村等を通じて発生状況の情報を収集するとともに、防疫対策関係者等との情報共有を図る。

## 3 対策の実施

- (1) 口蹄疫対策については、疑似患畜が確認されてから防疫措置の実施・完了までに時間的な余裕がないため、府対策本部の決定等により、本マニュアル(各部署の役割等)、別に定める防疫対策要領等に基づき、最大限速やかに対策を

実施する。

- (2) 消毒、殺処分、埋却等の防疫対策の実施においては全庁の動員体制とするともに、自衛隊の派遣要請等も検討する。

特に、京都府内における初発の場合は、迅速・徹底的な「封じ込め」対策の実施のため、1～2日間程度の集中的な動員体制とする。(関係資料14)

- (3) 防疫対策に従事する職員、農場従業員等に対して、作業前後等における健康管理を徹底する。

#### 4 協力連携

##### ① 国（消費・安全局動物衛生課、近畿農政局）

- ・ 必要に応じて府対策本部会議に出席
- ・ 家畜防疫員の派遣、資器材支援等の防疫対策への協力
- ・ 風評被害対策
- ・ 埋却地の選定 等

##### ② 市町村

- ・ 地域住民への情報提供
- ・ 防疫対策への協力
- ・ 住民相談対応
- ・ 府対策本部、現地対策本部会議等への出席
- ・ 風評被害対策 等

##### ③ 農業団体

- ・ 生産者等への情報提供 等
- ・ 防疫対策への協力
- ・ 風評被害対策 等

### 第7 風評被害対策等

#### 1 正しい知識の普及

口蹄疫に関する基礎的知識、牛乳、牛肉、豚肉、鹿肉、猪肉等の安全性等の正しい知識の普及に努める。

#### 2 生産者のプライバシーの配慮等

発生農家、地域において生産者のプライバシーに配慮しつつ、過剰な取材を行わないよう報道機関等に協力を求める。(再掲)

### 3 生産者支援対策

- (1) 発生農家及び移動制限区域内をはじめ家畜所有者に対して、特措法等に基づく支援制度について十分な説明を行う。
- (2) 患畜及び疑似患畜の死体等の処分に当たっては、特措法等に基づき農家負担が軽減されるよう配慮する。

## 第8 広域連携

「近畿ブロック等口蹄疫対策協議会」（構成：近畿ブロックの各府県、国（近畿農政局）等）の合意事項に基づき、発生時における情報伝達、人員・資材の融通等の協力連携を行う。（関係資料15，16）

## 第9 見直し

本マニュアルは、国の防疫指針の見直しなど今後の状況等も踏まえ点検・見直しを行い、適宜改正する。



口蹄疫の発生状況等に応じた京都府の体制

口蹄疫の国内での発生状況に応じて、以下のとおり体制を構築し対策に当たるものとする。

発生状況	主要な対応
①国内単独都道府県のみで発生 (近隣府県以外)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○防疫対応等を実施               <ul style="list-style-type: none"> <li>・発生状況等の情報収集</li> <li>・農家の防疫対策の徹底</li> <li>・関係団体等への対策徹底</li> <li>・発生都道府県への家畜防疫員派遣</li> <li>・全庁(各部局)の情報共有</li> <li>・専門家チーム会議開催、今後の対応や初動防疫を検討</li> <li>・埋却地の調査</li> <li>・警戒本部設置準備(インフラ整備等) (各部局への情報提供は危機管理・防災課が対応)</li> </ul> </li> </ul>
②国内の複数都道府県にて発生 (近隣府県以外)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「府警戒本部」設置を検討 (感染経路、感染拡大状況などから京都府への感染拡大の可能性が高いと判断した場合は、府警戒本部を設置する)               <ul style="list-style-type: none"> <li>・本部長・副本部長(二役)</li> <li>・本部員 各部局長</li> <li>・事務局 危機管理・防災課、農政課</li> </ul> </li> </ul>
③近隣府県または京都府内で発生	
ア近隣府県又は京都府内で発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「府対策本部」の設置               <ul style="list-style-type: none"> <li>・本部長 知事</li> <li>・副本部長 副知事</li> <li>・本部員 危機管理監、各部長、議会事務局長、教育委員会教育長、警察本部長</li> <li>・事務局 危機管理・防災課、消防安全課、農政課</li> </ul> </li> <li>(府内の場合(近隣府県の場合は必要に応じて))</li> <li>○「現地対策本部」の設置               <ul style="list-style-type: none"> <li>・発生地域所管の広域振興局に設置</li> <li>・本部長 広域振興局長</li> <li>・副本部長 広域振興局副局長</li> <li>・本部員 広域振興局内各部長、保健所等管内府機関の長等</li> <li>・事務局 企画総務部、農林商工部</li> </ul> </li> </ul>
イ府内で疑い例(異常家畜)の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国との協議等により「疑似患畜」または「疑似患畜の可能性が極めて高い」と判断された場合は、即座に府対策本部を設置</li> <li>○「疑似患畜」と決定されるまでは連絡会議等による情報共有、役割分担の確認等を実施               <ul style="list-style-type: none"> <li>・動員体制、消毒体制、殺処分・埋却体制、相談窓口</li> <li>・会議座長は危機管理監</li> <li>・事務局 危機管理・防災課、農政課</li> </ul> </li> </ul>



## 口蹄疫疑い事例発生時の連絡体制、広報対応等（口蹄疫発生まで）

農家などからの通報を受けて、直ちに現地家畜保健衛生所が現場に急行し立入検査を実施、「口蹄疫が疑われる」と判断した場合は、国（独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構 動物衛生研究所）と協議を行うとともに、以下により連絡、広報を行う。

協議の結果、PCR検査のため検体送付（又は感染が強く疑われ写真判定のため画像送信）を決定した後の対応

## 1 連絡体制

## (1) 現地家畜保健衛生所→畜産課担当→庁内関係者

現地家畜保健衛生所は畜産課長（又は畜産課職員）に連絡し、畜産課長（又は畜産課職員）から以下の関係者に庁内メール（時間外・休日の場合は携帯メール）にて第一報を連絡。

（臨床症状での疑いレベルについても併せて報告。報告は例文による）

- ・ 農林水産部長
- ・ 農林水産部副部長
- ・ 農政課長
- ・ 農政課副課長（総務担当）
- ・ 危機管理監
- ・ 防災監
- ・ 危機管理・防災課長
- ・ 危機管理・防災課参事
- ・ 各家畜保健衛生所長（現地家畜保健衛生所を除く）

## メール文例

「〇〇市（町村）内の畜産農家にて口蹄疫を疑う事例が発生。（府庁に参集するとともに、）各関係者へ連絡のこと。本件については、広報発表までは取扱注意」

## 【臨床症状等から口蹄疫発生が（極めて強く）疑われる場合】

「臨床症状等から口蹄疫の発生が（極めて強く）疑われるため、関係職員を待機（参集）させ、今後の対応に備えること。

なお、臨床検査による所見は次のとおり。

発熱の有無 水疱の有無 集団発生の有無 流涎の有無」

## 【臨床症状等から口蹄疫発生の疑いは低いが念のため検査する場合】

「臨床症状等からは口蹄疫の可能性は低いと判断されるが、確認のため検体を送付（画像を送信）するもの。関係職員へ連絡の上、今後の対応に備えること。

なお、臨床検査による所見は次のとおり。

発熱の有無 水疱の有無 集団発生の有無 流涎の有無」

## (2) 現地家畜保健衛生所→広域振興局等→関係部署等

現地家畜保健衛生所は発生地域を所管する広域振興局へ報告し、報告を受けた広域振興局は局内関係部署、管内市町村、関係警察署等へ連絡し、発生に備えた事前準備に着手する。

あわせて、現地家畜保健衛生所（中丹家畜保健衛生所を除く）は、中丹家畜保健衛生所（広域防疫対策センター）にも連絡を行う。

## (3) 農林水産部→二役等

農林水産部副部長（又は農林水産部長）からア～エに対して庁内メール（時間外・夜間の場合は携帯メール）を送信（畜産課メールを転送対応）の上、電話連絡。ア～エは、その連絡を受けて、関係者（機関）へ連絡を行う。

ア 秘書課長 → 二役

イ 発生地域の広域振興局（局長又は企画総務部長）

→ 発生農場から半径20km以内の広域振興局、管内市町村等（京都市を除く。）

※初期通報時に家畜保健衛生所から該当広域振興局へ連絡の上で事前対応済み

ウ 広報課長

エ 議会事務局長 → 議長、副議長、各会派幹事、農林環境常任委員会所属委員、防災・暮らしの安全対策特別委員会所属委員、該当地域選出府議、他全府議

## (4) 各関係課長→関係職員（初動要員）

各関係課長から連絡表により各所属職員へ連絡。初動要員を待機（招集）

（口蹄疫の発生が（極めて強く）疑われる場合は、対策本部に備えて必要な要員を待機（招集））

・畜産課長 → 畜産課職員への連絡又は待機（招集）

・農政課長 → 農林水産部幹部職員（理事、課長、参事）、農政課職員への連絡又は待機（招集）

・危機管理・防災課長

→ 危機管理・防災課職員への連絡又は待機（招集）

口蹄疫発生が疑われる状況であれば、同時に各部局へ連絡の上、連絡会議を開催し、対策本部設置に備える。



- (5) 危機管理・防災課→庁内各部（議会事務局、教育庁、警察本部を含む）  
危機管理・防災課から庁内各部へ連絡  
庁内各部は部内の関係職員へ情報提供
- (6) 危機管理・防災課→危機管理関係機関  
危機管理・防災課から危機管理関係機関へPCメール(FAX併用)送信  
（内容は上記メール文例による）  
※「念のため」検体（画像）を送付（送信）する場合は送信しない。
- (7) 危機管理・防災課→府関係国会議員  
危機管理・防災課から府関係国会議員へFAX送信  
（内容は上記メール文例による）
- (8) 危機管理・防災課→各広域振興局  
危機管理・防災課から各広域振興局（発生地域を所管する広域振興局を除く）  
へ連絡  
各広域振興局は局内の関係各部及び管内市町村へ情報提供
- (9) 農林水産部→畜産関係団体等  
農林水産部から畜産関係団体等へ連絡
- (10) 畜産課担当→近畿農政局、近隣府県、京都市  
近畿農政局及び京都市へ情報提供（近畿ブロック等口蹄疫対策協議会構成府  
県(10府県)には近畿農政局から情報提供）

## 2 広報対応

別添プレスのひな型により広報を行う。

### (1) 発表者

農林水産部副部長

（時間外・夜間で緊急対応が必要な場合は、農政課長が代理）

### (2) 発表のタイミング

検体送付（画像送信）決定後、速やかに行う。

ただし、検体送付（画像送信）決定が夜間となった場合は、広報課と協議の上、FAX対応とし、発表者が電話等により問い合わせ対応を行う。

### (3) 報道機関からの問い合わせ

プレス資料の内容以外の問い合わせには答えない。

（例えば、発生農場を聞かれても答えない。）

### 3 初動要員（記者発表、対策本部設置準備等）

#### (1) 検体送付（画像送信）決定時

部長

副部長

技監

#### 畜産課

畜産課長

畜産課家畜衛生担当副課長

畜産課家畜衛生担当職員

#### 農政課

農政課長

農政課総務担当副課長

農政課総務担当防災担当職員

#### 危機管理・防災課

危機管理・防災課長

危機管理・防災課参事

危機管理・防災課危機管理・原子力等安全担当職員

#### (2) 口蹄疫の発生（「疑似患畜」決定）時

非常時専任職員（2号）

その他、畜産課、農政課、農林水産部幹部職員（理事、課長、参事）、危機管理・防災課関係職員

※口蹄疫発生時の連絡体制等は「関係資料4」による。

**口蹄疫に係るPCR検査（写真判定）の実施について**

平成 年 月 日  
危機管理監  
農林水産部

本日、京都府内の牛（豚）〇頭について、口蹄疫の疑いがある臨床症状が見られたことから、口蹄疫に係るPCR検査（写真判定）のため、独立行政法人動物衛生研究所（東京都内）へ検体（画像）を送付（送信）したのでお知らせします。

なお、PCR検査（写真判定）結果が判明次第改めてお知らせします。

また、適時情報提供に努めますので、取材にあたっては、口蹄疫の伝搬力が強力であり、人・車等による感染防止の観点から農場及びその周辺地域、家畜保健衛生所、畜産関係団体等が行う防疫対策の徹底に御協力をお願いします。

## 記

**1 経過**

- 本日、〇時頃に、家畜飼養者から所管家畜保健衛生所へ通報
- 〇時に、家畜保健衛生所の家畜防疫員が現地に到着し、調査を実施
- 牛（豚）〇頭について、〇〇、〇〇の臨床症状が見られたため、口蹄疫を疑い、PCR検査（写真判定）実施のため、即座に独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構動物衛生研究所（東京都内）へ検体（画像）を送付済み。

**2 現在までの措置**

- 万一の発生を想定し、病原体を拡散させない措置を実施
  - ・ 直ちに、家畜及び飼養者の移動自粛を要請
  - ・ 農場周辺への立ち入り自粛を要請
- 京都府対策本部の設置準備

**3 その他**

- 口蹄疫は人に感染することはない、また、感染牛の乳肉が市場に出回ることはありません。  
仮に、感染牛の乳肉を摂取しても人体に影響はありません。
- 生産者等の関係者の混乱も予想されますので、PCR検査（写真判定）の結果が判明するまで報道の自粛をお願いします。

問い合わせ先

〇〇〇〇

TEL :

担当：〇〇 〇〇

農林水産部関係団体一覧

名 称	〒	所 在 地	電話番号	FAX番号	メールアドレス	代 表 者	所管課	連絡分担	備考 他団体経由の場合その団体名 連絡不要の場合はその理由
京都府 農業協同組合中央会	601- 8585	京都市南区東九条西山王町1 京都JA会館	681-4321			会 長 中 川 泰 宏	農政課	○	
京都府動物薬事協会	601- 8302	京都市南区吉祥院西ノ庄淵ノ西町20-3 (株)アズメ京都営業所	325-2671			会 長 三 浦 一 雄	食の安心・ 安全推進課	○	
社団法人 京都府畜産振興協会	601- 8585	京都市南区東九条西山王町1 京都JA会館	681-4280	692-2110		会長理事 中 川 泰 宏	畜産課	○	
社団法人 京都府家畜畜産物衛生指導協会	600- 8881	京都市下京区西七条掛越町65	316-4683	316-4685		会 長 川 崎 淳 司	畜産課	○	
社団法人 京都獣医畜産連合会	600- 8881	京都市下京区西七条掛越町65	314-5707			理事長 岩 田 法 親	畜産課	×	府・京都府獣医師会に連絡するため 不要
社団法人 京都府獣医師会	600- 8881	京都市下京区西七条掛越町65	313-4728	313-4813		会長理事 哲 男	畜産課	○	
社団法人 京都府獣医師会	600- 8881	京都市下京区西七条掛越町65	314-5707	314-1655		会長理事 岩 田 法 親	畜産課	○	
社団法人 京都府獣医師会	600- 8881	京都市下京区西七条掛越町65	314-5786	314-2889		理事長 山 本 淳 一	畜産課	○	
社団法人京都府 配合飼料価格安定基金協会 (畜産部)	600- 8881	京都市下京区西七条掛越町65	314-5786			理事長 山 本 淳 一	畜産課	○	
全国農業協同組合連合会京都府本 部	601-8585	京都市南区東九条西山王町1 京都JA会館	681-4387	681-1760		本部長 永井菊博	畜産課	○	
京都府 家畜商業協同組合連合会	617- 0814	長岡京市今里川原39-73	952-3700	952-3701		会 長 井 一 三	畜産課	○	
京都府 食肉事業協同組合連合会	601- 8435	京都市南区西九条柳ノ内町29	691-3392	691-3394		会 長 藤 井 賢	畜産課	○	
京都食肉市場株式会社	601-8361	京都市南区吉祥院石原真ノ口町2 京都市中央卸売市場第二市場内	681-6781	691-4599		社長 宮 田 正 美	畜産課	○	
京都食肉買参事業協同組合	601- 8361	京都市南区吉祥院石原真ノ口町2 京都市中央卸売市場第二市場内	602-0381	672-0382		理事長 中 村 定 男	畜産課	○	
京都府牛乳商業組合	600- 8482	京都市下京区堀川通縁小路下ル	841-4755	81-10252		理事長 谷 尻 順 一	畜産課	○	
全国和牛登録協会京都府支部	601- 8585	京都市南区東九条西山王町1 京都JA会館	681-4280	692-2110		支部長 中 川 泰 宏	畜産課	×	畜産振興協会内のため連絡不要
日本ホルスタイン登録協会 京都府支部	601- 8585	京都市南区東九条西山王町1 京都JA会館	681-4280	692-2110		支部長 中 川 泰 宏	畜産課	×	畜産振興協会内のため連絡不要
京都府 ミルクブランド協議会	601- 8585	京都市南区東九条西山王町1 京都JA会館	681-4387	681-1760		会 長 鮎 練 志	畜産課	×	各メーカーに連絡するため不要
京都肉牛流通推進協議会	601- 8361	京都市南区吉祥院石原真ノ口町2 京都市中央卸売市場第二市場内	681-6781	691-4599		会 長 西 田 弘 毅	畜産課	×	京都食肉市場(株)、家畜商連合会 に連絡するため不要

農林水産部関係団体一覧

名称	〒	所在地	電話番号	FAX番号	メールアドレス	代表者	所管課	連絡分担	備考 他団体経由の場合その団体名 連絡不要の場合はその理由
京都府牛乳協会	600-8881	京都市下京区西七条掛越町65	322-2071	322-2071		会長 金野孝信	畜産課	○	
京都府牛乳普及協会	600-8482	京都市下京区堀川通綾小路下ル	811-3621	811-0252		会長 谷尻順一	畜産課	○	
京都府家畜人工授精師協会	601-8585	京都市南区東九条西山王町1 京都UFA会館 京都府畜産振興協会内	681-4280	692-2110		会長 長野明弘	畜産課	×	畜産振興協会内のため連絡不要
京都ホルスタイン改良同志会	601-8585	京都市南区東九条西山王町1 京都UFA会館	681-4387	692-2110		会長 野村晋	畜産課	×	畜産振興協会内のため連絡不要
府農業共済連南部基幹家畜診療所	621-0008	南丹市園部町小山東町溝辺21-2	0771-24-2765	0771-25-3303		所長 梁勝現	畜産課	○	
府農業共済連北部基幹家畜診療所	623-0041	綾部市延町野上2-5	0773-42-0622	0773-42-0713		所長 美矢敏明	畜産課	○	
府農業共済連北部基幹家畜診療所 丹後支所	627-8570	京丹後市峰山町丹波小字反無515-3	0772-62-1260		支所長 美矢敏明	畜産課	○		
京都府養豚協議会	601-8585	京都市南区東九条西山王町1 京都UFA会館	681-4280	692-2110		会長 上仲弘之	畜産課	○	
日本ミルクコミュニティ京都工場	629-0161	南丹市八木町美里柴野1番地	0771-43-2150	0771-43-2155		工場長 金野孝信	畜産課	○	
美山ふるさと株式会社	601-0722	南丹市美山町安掛25番地	0771-75-0815	0771-75-0093		代表取締役 中島三夫	畜産課	○	
平林乳業株式会社	629-3442	京丹後市久美浜町甲山715番地	0772-83-1617	0772-83-1617		代表取締役 平林卓	畜産課	○	



## 口蹄疫発生確認時等の連絡体制、広報対応、府対策本部体制等

京都府の近隣府県または京都府内において、口蹄疫の発生（「疑似患畜」又は「患畜」）が確認された場合は、直ちに府対策本部を設置する。

また、京都府内で発生した場合（京都府隣接地域で発生した場合を含む。）は、発生地域（隣接地域）を所管する広域振興局に現地対策本部も併せて設置する。

なお、発生地域（隣接地域）以外を所管する広域振興局においては、必要に応じ現地対策本部を設置する。

## 【府内発生（「疑似患畜」「患畜」決定）時】

## 1 連絡体制

## (1) 畜産課→現地家畜保健衛生所→広域振興局

動物衛生研究所から「疑似患畜」又は「患畜」の決定連絡が畜産課あてにあった場合、畜産課から現地の家畜保健衛生所に連絡し、現地での防疫作業に直ちに着手する。

発生地域を所管する広域振興局においては、家畜保健衛生所からの連絡を受けて直ちに「現地対策本部」を設置するとともに、管内の関係者（機関）に詳細を連絡し、現地での防疫体制等に着手する。

## (2) 畜産課→庁内関係者

畜産課長（又は畜産課職員）から以下の関係者に庁内メール等（時間外・休日の場合は携帯メール）にて緊急連絡。

- ・農林水産部長
- ・農林水産部副部長
- ・農政課長
- ・農政課副課長（総務担当）
- ・危機管理監
- ・防災監
- ・危機管理・防災課長
- ・危機管理・防災課参事
- ・各家畜保健衛生所長（現地家畜保健衛生所を除く）

## メール文例

「〇〇市（町村）の畜産農家（〇〇氏経営、飼養頭数牛〇〇頭、豚〇〇頭）にて口蹄疫の発生を確認。（府庁に参集するとともに、）関係職員を待機（招集）のこと。本件については、広報発表までは取扱注意」

**(3) 農林水産部→二役等**

農林水産部副部長（又は農林水産部長）からア～エに対して庁内メール等（時間外・夜間の場合は携帯メール）を送信（畜産課メールを転送対応）の上、電話連絡。ア～エは、その連絡を受けて、関係者（機関）へ連絡を行う。

ア 秘書課長 → 二役

イ 発生地域の広域振興局（局長又は企画総務部長）

→ 発生農場から半径20km以内の広域振興局、管内市町村等（京都市を除く。）

ウ 広報課長

エ 議会事務局長 → 議長、副議長、各会派幹事、農林環境常任委員会所属委員、防災・暮らしの安全対策特別委員会所属委員、該当地域選出府議、他全府議

**(4) 各関係課長→関係職員（府対策本部要員、防疫対策要員）**

各関係課長から連絡表により各課職員へ連絡。府対策本部要員及び防疫対策要員を待機（招集）

・ 畜産課長 → 畜産課職員への連絡及び待機命令（招集）

・ 農政課長 → 部内幹部職員、農政課職員への連絡及び待機命令（招集）

・ 危機管理・防災課長

→ 危機管理・防災課職員への連絡及び待機命令（招集）

→ 2号非常時専任職員への連絡及び待機命令（招集）

**(5) 府対策本部→庁内各部（議会事務局、教育庁、警察本部を含む）**

危機管理・防災課から庁内各部へ連絡及び関係職員の待機命令（招集）

**(6) 府対策本部→危機管理関係機関**

危機管理・防災課から危機管理関係機関へP Cメール(FAX併用)送信  
（内容は上記メール文例による）

**(7) 府対策本部→府関係国会議員**

危機管理・防災課から府関係国会議員へFAX送信  
（内容は上記メール文例による）

**(8) 府対策本部→各広域振興局**

危機管理・防災課から各広域振興局（発生地域を所管する広域振興局を除く）へ連絡

各広域振興局は局内の関係各部署、管内市町村及び関係警察署等へ情報提供するとともに、必要に応じて、「現地対策本部」を設置する。

**(9) 農林水産部→畜産関係団体等**

農林水産部から畜産関係団体等へ連絡



#### (10) 畜産課→近畿農政局、近隣府県、京都市

近畿農政局及び京都市へ情報提供（近畿ブロック等口蹄疫対策協議会構成府県(10府県)には近畿農政局から情報提供）

※ 近隣府県での発生時には、(1)、(3)イ、(8)、(9)を除き同様に連絡を行う。

## 2 広報対応

府内での口蹄疫発生及び「府対策本部」会議の開催日時について各社に広報を行う。（近隣府県発生の場合は、「府対策本部」会議の開催日時のみ連絡する）

### (1) 発表者

農林水産部副部長

（時間外・夜間で緊急対応が必要な場合は、農政課長が代理）

### (2) 発表のタイミング

府内発生確定後、速やかに行う。

なお、発表は原則、レクチャー付き発表とするが、国（農林水産省）と同時発表を行うため、口蹄疫の発生確認が夜間となった場合は、国及び広報課と協議の上、FAX対応とする。（ただし、府内発生1例目の場合は、夜間の場合でもレクチャー付き発表とする）

### (3) 発表内容

ア 発生場所 京都府〇〇市（町村）に所在する農家（飼育頭数牛〇頭、豚〇頭）

イ 確認経過 通報日時、確定までの検査など

ウ 当面の措置 防疫作業、移動（搬出）制限区域の設置など

※ 以上は国の指針に準じて発表

エ 「府本部会議」の開催日時・場所

### (4) 報道機関からの問い合わせ

「府対策本部」会議を公開で実施し今後の対応等についても協議するため、プレス内容以外の問い合わせには答えない（例えば、発生農場を聞かれても答えない。）が、「現地対策本部」等に取材・記者発表の拠点となるプレスルームを設置するとともに、取材可能な場所・時間をあらかじめ設定するなど、迅速かつ適切な情報提供に努めるものとする。

## 3 「府対策本部」会議等の開催

知事を本部長とする「府対策本部」を設置し、直ちに初回の「府対策本部」会議を開催する。なお、「府対策本部」会議の開催に当たっては、原則、報道陣にすべて公開で行うこととし、その開催日時は事前に報道各社に連絡するものとする。

「府対策本部」の構成、事務分掌及び事務局体制については別途定める。

広域振興局長を本部長とする「現地対策本部」は、「府対策本部」と連絡調整の上で、地元市町村、警察署等と連携し発生地域での防疫業務を迅速に実施する。

「府現地対策本部」の事務分掌及び事務局体制については別途定める。

## 口蹄疫の（疑似）患畜の確認について

平成 年 月 日  
京都府口蹄疫対策本部

悪性の家畜伝染病である「口蹄疫」の（疑似）患畜が京都府で確認された。

### 記

#### 1 発生場所

京都府〇〇市（町村）に所在する（飼養形態）農家（飼養頭数〇〇頭）

#### 2 確認の経過

- (1) 〇月〇日、〇〇から〇〇である旨、〇〇家畜保健衛生所に通報。
- (2) 同日、〇〇家畜保健衛生所の家畜防疫員が現地調査を行うとともに、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構動物衛生研究所に病性鑑定材料（写真判定用画像）を送付（送信）した。
- (3) 現地調査では、約〇〇頭〇〇に、〇〇、〇〇等口蹄疫を疑う症状が見られ、また〇月〇日、動物衛生研究所の〇〇検査及び〇〇検査で陽性となったことから、口蹄疫の（疑似）患畜と確認した。

#### 3 当面の措置

家畜伝染病予防法及び口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針に沿って、

- (1) 確認農場においては、〇〇及び〇〇等を実施。
- (2) 確認農場を中心とした半径〇〇km以内を移動制限区域、〇〇km以内を搬出制限区域として家畜の移動制限、家畜市場の閉鎖等を実施。
- (3) 周辺農場及び関連農場の立入検査等を実施。
- (4) 京都府庁に口蹄疫対策本部を設置。〇〇広域振興局に現地対策本部を設置。

#### 4 その他

- (1) 口蹄疫は人に感染することはない、また、感染牛の乳肉が市場に出回ることはありませんが、仮に、感染牛の乳肉を摂取しても人体に影響はありません。
- (2) 今後、報道機関には発生状況や防疫対策の進捗状況について適時情報提供に努めることとしますので、生産者等の関係者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力を御願いたします。

問い合わせ先

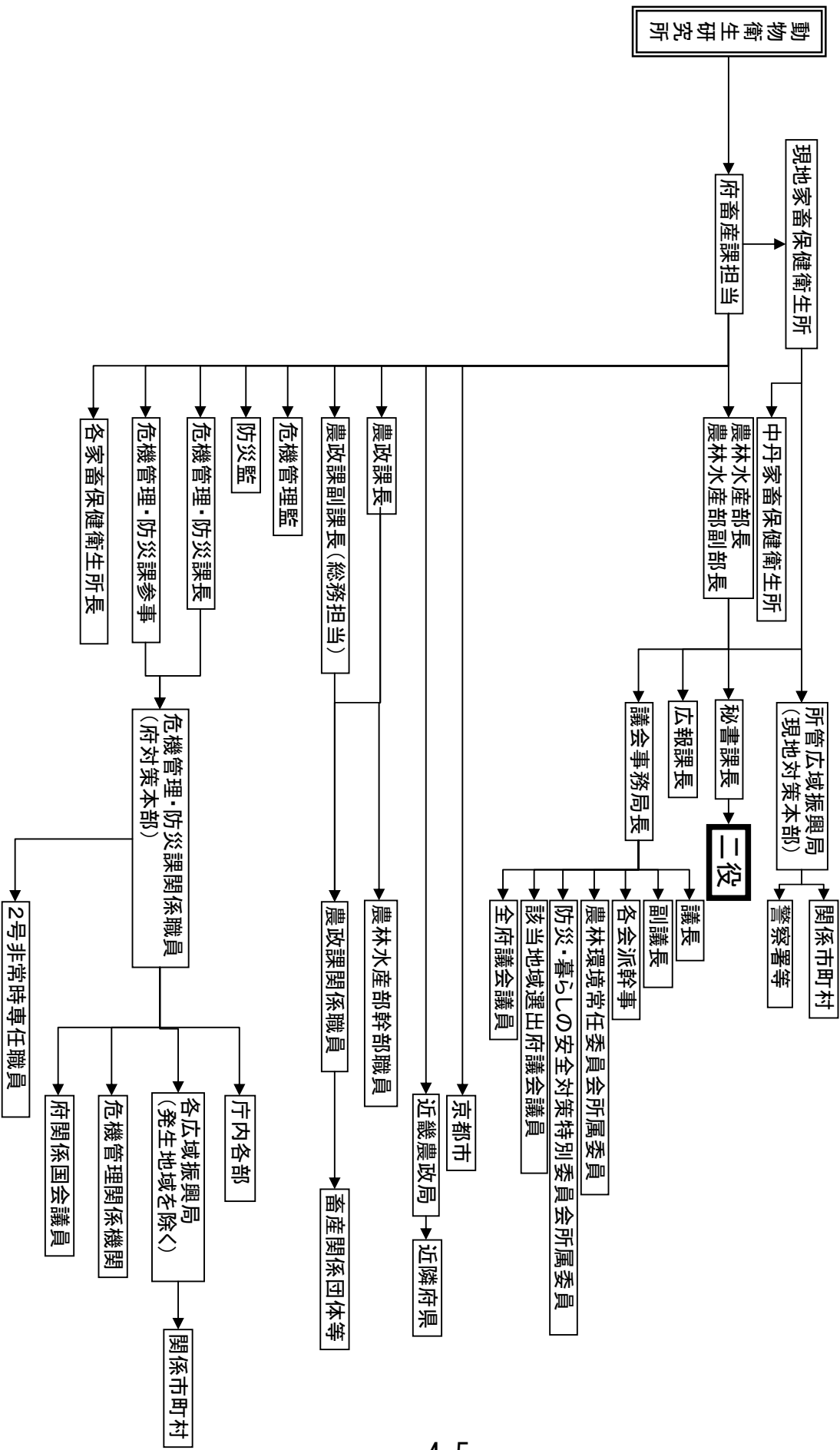
〇〇〇〇

TEL :

担当：〇〇 〇〇

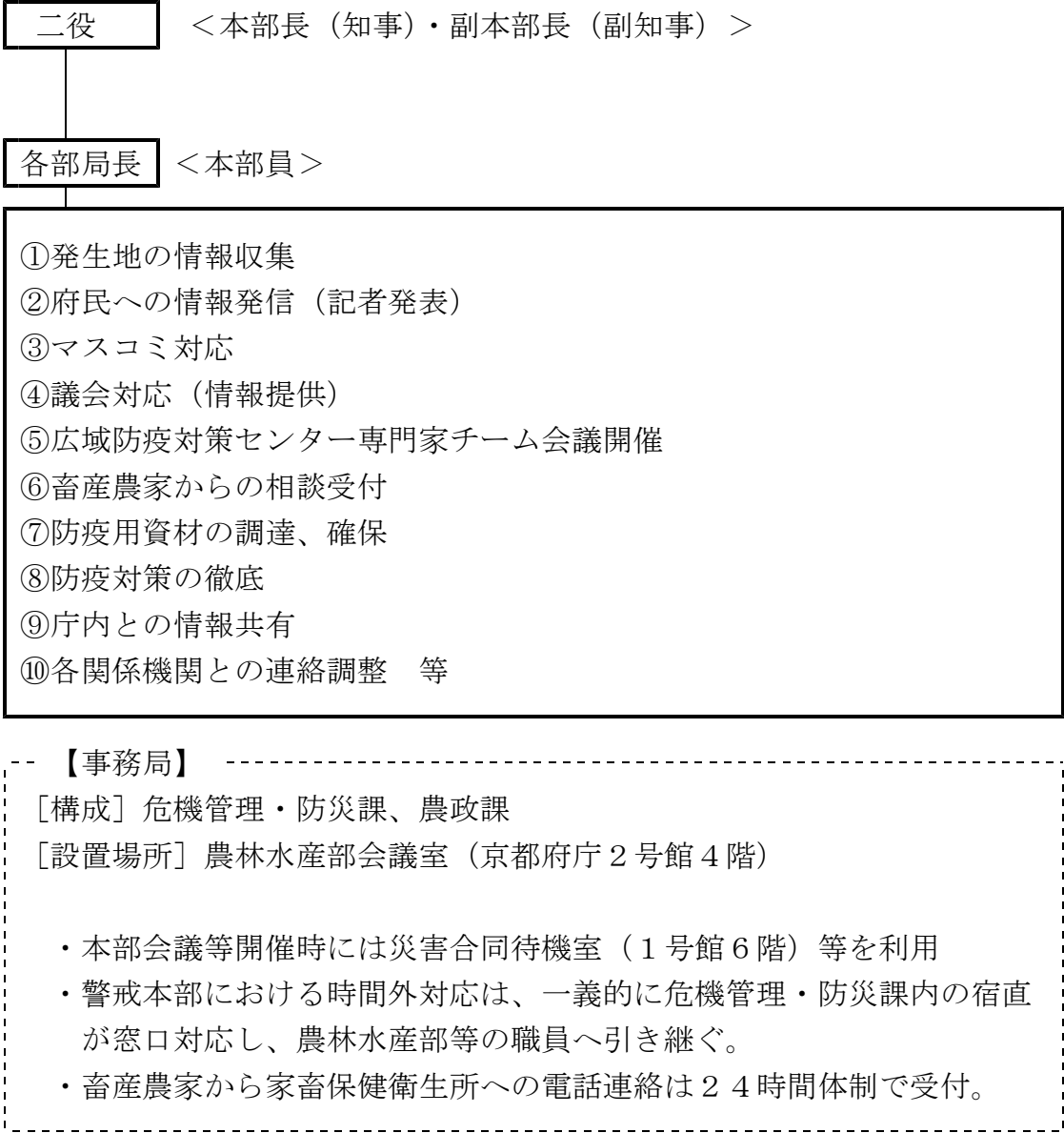
# 口蹄疫発生確認時等の事例発生時の連絡フロー

※関係資料4中「1連絡体制」の流れ



## 府警戒本部の設置

他府県において口蹄疫が発生し、その感染経路や感染拡大状況から、京都府内への感染拡大が予測される場合に設置



府警戒本部における初期対応等

各家畜保健衛生所	府警戒本部等
<ul style="list-style-type: none"> <li>○畜産農家への防疫体制の徹底周知</li>   <li>○畜産農家での消毒体制強化</li>   <li>○府内家畜の健康状況調査</li>   <li>○畜産農家からの相談受付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○府警戒本部設置</li> <li>○発生地の情報収集</li>   <li>○府民への情報発信（記者会見）</li> <li>○マスコミ対応</li>   <li>○議会对応（情報提供）</li> <li>○広域防疫対策センター専門家チーム会議の開催</li>   <li>○一般府民からの相談受付</li> <li>○防疫用資材等の調達、確保</li> <li>○庁内との情報共有</li> <li>○関係機関との連絡調整 （国、関係市町村、自衛隊、警察本部等）</li>   <li>&lt;必要に応じ&gt;</li> <li>○市町村、国、近畿農政局、他府県への応援要請（家畜防疫専門家の派遣要請も含む。）</li> <li>○自衛隊の派遣要請</li> <li>○職員動員計画（獣医師等）の策定</li> <li>○処分候補地（埋却地）の選定</li> <li>○風評被害対策</li> </ul>

京都府広域防疫センター専門家チーム委員名簿

氏 名	所 属	選 任 理 由
大槻公一氏	京都産業大学教授 鳥インフルエンザ 研究センター長	
小崎俊司氏	大阪府立大学 生命環境科学部長 大阪府立大学大学院 生命環境科学研究科長	
成瀬昭二氏	健康福祉部医療専門監	
原 哲男氏	京都府獣医師会会長	
清水實嗣氏	(株)微生物化学研究所 研究開発本部本部長	

※平成 22 年 7 月現在

[事務局] 農林水産部畜産課



府対策本部の事務分掌

部名	主な事務分掌
調整部 (危機管理監 防災監 農林水産部副部長) (事務局) ・危機管理・防災課 ・消防安全課 ・農政課	① 府対策本部の運営に関する事 (各部局との連絡調整 府対策本部会議の開催 現地対策本部との連絡調整 関係機関への情報伝達) ② 対策全般の総合調整に関する事 ③ 国・市町村との連絡調整に関する事 ④ 情報・データの一元管理に関する事 ⑤ 定時記者発表等広報に関する事 ⑥ 相談窓口の運営に関する事 (府民生活部と共管)
農林水産部 (農林水産部)	① 防疫対策に関する事 ② 府対策本部との調整に関する事 ③ 家畜保健衛生所との調整に関する事 ④ 中央対策本部 (農林水産部) との連携・調整 ⑤ 京都府口蹄疫専門家会議の運営に関する事 ⑥ 防疫資材の確保に関する事 ⑦ 風評被害対策に関する事
管理部 (知事室長付)	報道機関との調整等に関する事
管理部 (会計管理者)	緊急支出の審査・支払に関する事
職員部 (職員長付)	職員の動員及び動員者の健康管理の総合調整に関する事
総務部 (総務部)	① 緊急予算編成、要望等に関する事 ② 埋却地の選定等に関する事 (市町村との調整) ③ 防疫資材の確保に関する事 (農林水産部と共管)
政策企画部 (政策企画部)	防疫活動の支援に関する事
府民生活部 (府民生活部)	① 相談窓口の運営に関する事 (調整部と共管) ② 防疫活動の支援に関する事
文化環境部 (文化環境部)	① 埋却地周辺に係る水質等環境検査、環境省との連絡調整に関する事 ② 私立学校及び府立の大学との情報連絡等に関する事



部名	主な事務分掌
健康福祉部 (健康福祉部)	① 地域住民、防疫従事者、農場作業員の健康対策に関する こと（知事直轄と共管） ② 食肉処理施設等に関すること ③ 防疫活動の支援に関すること ④ と畜場の指導に関すること
商工労働観光部 (商工労働観光部)	① 特別経営相談に関すること ② 観光対策に関すること
建設交通部 (建設交通部)	① 道路等の消毒ポイントにおける消毒に関すること ② 消毒資機材等の輸送調整に関すること ③ 建設業協会等との調整に関すること
教育部 (教育庁)	① 公立学校等との情報連絡等に関すること（学校給食を含 む。） ② 適正な飼養管理の徹底に関すること
警察本部 (警察本部)	① 発生農場、消毒ポイント等の警戒警備・混乱防止に関す ること ② 治安の維持、防犯対策に関すること
議会部 (議会事務局)	府議会議員との情報連絡等に関すること
現地対策本部 (広域振興局)	① 現地対策本部の運営 ② 市町村等との連絡調整 ③ 埋却地に関する地元調整 ④ 消毒ポイントの現地運営 ⑤ 家畜保健衛生所の支援 ⑥ 防疫資材以外の必要物品の確保（現地のテント、簡易ト イレ等）

※状況に応じ、役割分担の変更あり

府対策本部の事務局体制

事務局長	危機管理監 (事務局長次長 防災監、農林水産部副部長)	
主担当課	危機管理・防災課、消防安全課及び農政課	
班編成 (人数)	総括班 (2)	各班の総合調整(指揮者・指揮者補助)
	広報班 (1~2)	○府民、報道機関等への情報提供等 ○府ホームページなどの活用等
	相談班 (3~5)	○府民、畜産農家等からの相談対応等 (相談センターの設置運営等)
	対策班 (3~5)	○個別案件の対応・処理等
	情報班 (3~5)	○情報の集約・分析 ○地図情報(GIS)等の処理 ○対策の記録等 ○テレビ会議等の設営
動員	必要に応じて、各部局から動員 (一定期間内で固定職員によるローテーション等)	
場所	福利厚生センター3階 24時間体制	

現地対策本部の事務分掌（例）

部局名	主な事務分掌
企画総務部 総務室 各地域総務室	① 現地対策本部の運営に関すること { 局内各部との連絡調整 現地対策本部会議の開催 府対策本部との連絡調整 関係機関への情報伝達 } ② 現地対策全般の総合調整に関すること ③ 家畜保健衛生所との調整に関すること ④ 市町村、警察署との連絡調整に関すること ⑤ 職員の動員及び動員者の健康管理の総合調整に関する こと ⑥ 防疫資材の確保に関すること ⑦ 防疫要員の運送に関すること ⑧ 防疫資材以外の必要物品の確保（現地のテント、簡易 トイレ等） ⑨ 緊急支出の支払に関すること ⑩ 府民からの相談対応 ⑪ 埋却地に係る現地調整
企画総務部 企画振興室	① 現地対策本部における広報に関すること ② 現地プレスルームの設置・運営に関すること ③ 定時記者発表の対応に関すること ④ 情報・データの一元管理に関すること
企画総務部税務室	防疫作業の支援に関すること
健康福祉部	① 防疫従事者、農場作業員の健康対策に関すること ② 食肉処理施設等に関すること ③ 防疫活動の支援に関すること ④ と畜場の指導に関すること ⑤ 埋却地に係る水質等環境検査に関すること
農林商工部 企画調整室	① 埋却地の選定等に関すること（市町村との調整） ② 防疫活動の支援に関すること ③ 風評被害対策に関すること
農林商工部 商工労働観光室	① 特別経営相談に関すること ② 観光対策に関すること ③ 防疫活動の支援に関すること
農林商工部 地域づくり推進室	① 埋却作業にかかる業務調整に関すること ② 防疫活動の支援に関すること
農林商工部 森づくり推進室	① 野生鳥獣対応に関すること ② 埋却に係る現地調査に関すること ③ 防疫活動の支援に関すること
建設部	① 道路等の消毒ポイントにおける消毒・運営に関するこ と ② 消毒資機材等の輸送調整に関すること ③ 建設業協会等との調整に関すること
家畜保健衛生所	① 現地での防疫対策の総括に関すること ② 畜産課との連絡調整に関すること

現地対策本部の事務局体制(例)

事務局長	企画総務部長 (事務局長次長 企画総務部参事、企画総務部総務室長)	
主担当課	企画総務部と農林商工部で構成	
班編成 (人数)	総括班(2)	現地対策本部の総括 現地対策本部の運営支援
	広報班(2)	現地プレスルームの設置・運営 府民、報道機関への情報提供
	相談班(1)	南丹家畜保健衛生所内
	対策班(1)	管内市町村、警察署等との調整 府対策本部との連絡調整
	情報班(1)	防疫対策業務の進捗や対策記録
動員	必要に応じて、各部局から動員 (固定職員によるローテーションなど)	
場所	各広域振興局庁舎内(発生地域により各市町村役場内) 24時間体制(夜間は人数を縮小して対応)	

関係資料 13

京都府口蹄疫専門家千一ム会議委員候補者名簿（案）

	氏 名	所 属 等	専門分野	備考
座 長				
委 員				
委 員				
委 員				
委 員				
委 員				
専門委員				
専門委員				
専門委員				
専門委員				

[事務局]農林水産部農政課

動員計画(例)

防疫作業に必要な人員は、発生地域、発生農場（殺処分対象頭数）により異なるが、パターンに応じた必要人員を以下に記載する。

防疫に必要となる人員については、基本的には府職員とするが必要に応じ、市町村、自衛隊に応援を求める。

1 大規模酪農繋ぎ飼200頭規模、大規模酪農フリーバーン400頭規模

班名	1班あたりの必要人数	必要班数	1日あたりの最大必要人数	必要日数	延べ人数	備考(必要資格など)
<b>発生農場対応</b>						
ウイルス拡散防止	10	1	10	2	20	獣医師が対応
殺処分	10	2	20	1	20	獣医師が対応
家畜保定	10	2	20	1	20	
消毒	20	1	20	6	120	
埋却	20	1	20	1	20	
重機OP	10	1	10	2	20	
<b>消毒ポイント設営(93か所積算)</b>						
消毒ポイント(P1~P3)	2	13	26	4	104	
消毒ポイント(P4~P7)	4	80	320	22	7,040	
<b>移動制限区域内(70農場積算)</b>						
血清疫学調査	2	20	40	2	80	獣医師が対応
<b>移動(搬出)制限区域内(100農場積算)</b>						
緊急消毒指導	2	5	10	10	100	
野生鳥獣防除指導	2	5	10	10	100	
<b>移動(搬出)制限区域外(155農場積算)</b>						
緊急消毒指導	2	5	10	10	100	
野生鳥獣防除指導	2	5	10	10	100	
<b>必要延べ人数</b>			<b>526</b>		<b>7,844</b>	

## 2大規模肉用肥育1000頭規模

班名	1班あたりの必要人数	必要班数	1日あたりの最大必要人数	必要日数	延べ人数	備考(必要資格など)
<b>発生農場対応</b>						
ウイルス拡散防止	10	1	10	2	20	獣医師が対応
殺処分	10	2	20	1	20	獣医師が対応
家畜保定	10	2	20	1	20	
消毒	20	1	20	8	160	
埋却	20	1	20	3	60	
重機OP	10	1	10	4	40	
<b>消毒ポイント設営(93か所積算)</b>						
消毒ポイント(P1~P3)	2	13	26	6	156	
消毒ポイント(P4~P7)	4	80	320	24	7,680	
<b>移動制限区域内(70農場積算)</b>						
血清疫学調査	2	20	40	2	80	獣医師が対応
<b>移動(搬出)制限区域内(100農場積算)</b>						
緊急消毒指導	2	5	10	11	110	
野生鳥獣防除指導	2	5	10	11	110	
<b>移動(搬出)制限区域外(155農場積算)</b>						
緊急消毒指導	2	5	10	11	110	
野生鳥獣防除指導	2	5	10	11	110	
必要延べ人数			526		8,676	

### 3大規模養豚一貫3500頭規模

班名	1班あたりの必要人数	必要班数	1日あたりの最大必要人数	必要日数	延べ人数	備考(必要資格など)
<b>発生農場対応</b>						
ウイルス拡散防止	10	1	10	2	20	獣医師が対応
殺処分	5	4	20	1	20	獣医師が対応
家畜保定	10	4	40	1	40	
消毒	10	2	20	8	160	
埋却	10	2	20	3	60	
重機OP	5	2	10	4	40	
<b>消毒ポイント設営(93か所積算)</b>						
消毒ポイント(P1~P3)	2	13	26	6	156	
消毒ポイント(P4~P7)	4	80	320	24	7,680	
<b>移動制限区域内(70農場積算)</b>						
血清疫学調査	2	20	40	2	80	獣医師が対応
<b>移動(搬出)制限区域内(100農場積算)</b>						
緊急消毒指導	2	5	10	11	110	
野生鳥獣防除指導	2	5	10	11	110	
<b>移動(搬出)制限区域外(155農場積算)</b>						
緊急消毒指導	2	5	10	11	110	
野生鳥獣防除指導	2	5	10	11	110	
必要延べ人数			546		8,696	



## 近畿ブロック等口蹄疫対策協議会 合意事項

口蹄疫の感染防止のためには、各府県で取り組むことはもとより、広域的な協力体制のもと迅速な防疫対応が必要である。

そのため、本日、近畿ブロック知事会構成府県 10 府県の危機管理及び家畜衛生部局が参集し、協力事項について意見交換を行い、下記のとおり合意した。

### 記

#### 1 防疫対策の強化

##### (1) 家畜防疫員の派遣

構成府県で口蹄疫の発生があった場合には、相互に最大限の協力を行うこととする。但し、隣県（府）で発生があった場合は、自県（府）の防疫対応を優先し、派遣は控えることとする。

##### (2) 防疫資材（消毒薬、防護服等）の融通

構成府県は早急に備蓄の充実を図り、相互に融通しあえるシステム（要請、配送などのルールづくり）を構築する。

#### 2 早期通報体制の確立

構成府県で口蹄疫の発生（疑似患畜含む）があった場合、当該府県は農林水産省動物衛生課との同時発表時に農政局に情報を提供し、既に整備されている食の安全・安心に係る緊急連絡網等を活用し、構成府県に速やかに内容を伝達する。

#### 3 農家情報の共有化

府県境において口蹄疫が発生した場合、移動制限等の必要な防疫措置に迅速に対応できるように、府県境原則 20 km 圏内（搬出制限区域を想定）の農家情報（電子地図情報（防疫マップ）や飼育規模等）を関係府県間で共有する。

#### 4 交通拠点における消毒対応

発生状況に応じ、農林水産省を通じて国土交通省等関係省庁に駅、空港、港湾における靴底消毒並びに港湾での車両消毒の徹底を依頼する。

取扱注意

近畿ブロック等口蹄疫対策協議会緊急連絡網

平成22年6月15日作成

近畿ブロック等口蹄疫対策協議会  
構成府県 緊急連絡事案

近畿農政局  
消費・安全部 安全管理課  
TEL 075-414-9000 FAX 075-417-2149  
課 長  
  
課長補佐(安全)  
  
畜水産安全係長

関係農政局  
北陸農政局  
消費・安全部安全管理課  
東海農政局  
消費・安全部安全管理課  
中国・四国農政局  
消費・安全部安全管理課

滋賀県  
連絡網により  
連絡

滋賀県農政水産部 畜産課  
TEL 077-528-3853 FAX 077-528-4883  
技 監  
参 事  
副参事  
技 師

京都府  
連絡網により  
連絡

京都府農林水産部 畜産課  
TEL 075-414-4980 FAX 075-414-4982  
課 長  
副 課 長  
副 主 査  
副 主 査

大阪府  
連絡網により  
連絡

大阪府環境農林水産部 動物愛護畜産課  
(畜産衛生グループ)  
TEL 06-6944-6745 FAX 06-6949-1056  
課 長  
畜産衛生補佐  
衛生総括主査

兵庫県  
連絡網により  
連絡

兵庫県農政環境部 農林水産局 畜産課  
TEL 078-362-3457 FAX 078-341-8123  
課 長  
家畜安全官  
課長補佐兼  
環境衛生係長  
主 査  
主 査

奈良県  
連絡網により  
連絡

奈良県農林部 畜産課  
TEL 0742-27-7448 FAX 0742-22-1471  
課 長  
課長補佐  
係 長  
主 査

和歌山県  
連絡網により  
連絡

和歌山県農林水産部 農業生産局 畜産課  
TEL 073-441-2925 FAX 073-431-0904  
課 長  
課長補佐  
主 任  
主 査

福井県農林水産部 園芸畜産課  
TEL 0776-20-0439 FAX0776-20-0652  
課 長  
参 事  
主任 GL  
主 任

福井県  
連絡網により  
連絡

三重県農水商工部 農産物安全室  
TEL 059-224-2544 FAX 059-223-3296  
家畜防疫衛生特命監  
家畜衛生グループ  
副室長  
主 幹  
技 師

三重県  
連絡網により  
連絡

鳥取県農林水産部 畜産課  
TEL 0857-26-7286 FAX0857-26-7292  
課 長  
環境衛生担当  
主幹  
衛生環境担当  
副主幹

鳥取県  
連絡網により  
連絡

徳島県農林水産部 ブランド戦略総局畜産課  
TEL 088-621-2419 FAX 088-621-2857  
課 長  
家畜防疫対策担当室長  
環境衛生担当課長補佐  
環境衛生担当主査兼係長

徳島県  
連絡網により  
連絡

## 第2部 各論



## 京都府における口蹄疫発生時の初動防疫対策要領（骨子）

### 1 目的

- ◆早期発見を前提
- ◆初動時の的確な病原体散逸防止
- ◆病性決定までに講じる本格防疫対策の準備
- ◆短期間かつ的確な防疫対策による封じ込め
- ◆続発を想定した次の動員体制の確保

### 2 方法

- ◆府内実農場を例に基本的な手順の作成
- ◆畜種、畜舎形態等の違いによる手順の応用適用
- ◆専門的知見からの手順の検証
- ◆検証に基づくよりの的確な初動防疫、早期封じ込めの基本形の構築

### 3 内容

- ◆実農場例 大規模酪農
- ◆実農場例での手順
  - ①通報に基づく緊急立入  
(人員、資材、採材方法)
  - ②本病を疑い病性鑑定材料搬送  
(人員、資材、搬送方法)
  - ③発生を想定した通報初日の防疫と次の防疫の準備  
(人員、資材)

#### ①通報に基づく緊急立入

- ◆人員：原則2名
- ◆可能な限り農場入り口で車両駐車  
先ず1名が畜舎内に入り臨床検査  
※正常家畜→異常家畜との同居家畜→異常家畜の順
- ◆疑われる場合  
もう1名は直ちに状況報告を入れた後、採材資材を持って畜舎に入る  
※2名で口蹄疫に特徴的な各症状の有無を確認
- ◆材料の採材

#### ②本病を疑い病性鑑定材料搬送

- ◆人員：中丹家畜保健衛生所 高度病性鑑定課家畜防疫員
- ◆資材：国連規格病性鑑定輸送箱 ドライアイス

### ③発生を前提とした通報直後の防疫対応

- ◆ゾーニング：汚染ゾーンと清浄ゾーンの区別  
清浄ゾーンにテント設置
- ◆目隠し設置場所、数量（m）の把握
- ◆殺処分にかかる準備  
作業動線の確認、必要とする重機（種類・台数）
- ◆評価：写真、生年月日、頭数、血統書、農家台帳
- ◆消毒機器設置場所及び箇所数
- ◆必要人員見積：獣医師等
- ◆場内見取図の準備：各施設設置場所確認

### PCR陽性確認後即座の防疫対応

- ◆検査陽性（疑似患畜）の通知を受理
- ◆農家告知、埋却地選定、埋却地決定後の周辺地域の同意取り付け
- ◆試験掘削の手配、水が出なければ本掘削
- ◆清浄ゾーン（テント設置）、汚染ゾーン区分  
農場出入口に消毒機器設置
- ◆殺処分対象家畜の評価
- ◆殺処分方法の検討、重機の確認・発注
- ◆目隠し設置場所の決定・発注
- ◆埋却地が農場外の場合、搬送方法・経路を決定（周辺地域の同意必要）
- ◆埋却地周辺の消毒（消毒機器設置）
- ◆埋却溝への石灰散布、（ブルーシート張り）
- ◆殺処分
  - ①動員者の受付、②割り振り、③説明、④送迎、⑤殺処分、⑥搬出
  - ⑦埋却、⑧汚染物品埋却
- ◆殺処分終了後
  - ①畜舎清掃、②堆肥は石灰により封じ込め、③畜舎消毒
  - ④埋却溝の埋め戻し
- ◆重機等現場資材の消毒
- ◆防疫措置の終了

# 現地対策本部用対応マニュアル(例)骨子

## － 初動対応編 －

第1 初動対応の内容

第2 口蹄疫が疑われる異常畜発生への報告

第3 各機関への情報伝達

第4 防疫措置の準備

第5 発生農場及び周辺農場に対する対応

## － 現地対策本部編 －

第6 現地対策本部の設置

第7 現地対策本部の業務

第8 その他

口蹄疫〇〇地域現地対策本部の役割分担(例)

〇〇地域現地対策本部		府機関・市	
企画総務部総務室※、各地域総務室		現地対策本部事務局運営	
農林商工部企画調整室※		各部室・公所との連絡調整	
〇〇家畜保健衛生所		現地対策本部会議の開催	
		対策本部との連絡調整	
		関係機関への情報伝達	
		防疫活動等の調整	
		市町村との連絡調整	
		職員の動員	
		府民からの相談対応	
		埋却地に係る現地調整	
		会計・経理	
		資材等の確保	
		地元府議との情報連絡等	
〇〇家畜保健衛生所	防疫対策の企画・実施 府対策本部(畜産課)への報告 防疫情報資料の作成 現地情報収集 防疫資材の確保 移動制限区域、消毒ポイントの設定 防疫対策の実施(家保の指示による) 畜産農家の相談	防疫対策の企画・実施 府対策本部(畜産課)への報告 防疫情報資料の作成 現地情報収集 防疫資材の確保 移動制限区域、消毒ポイントの設定 防疫対策の実施(家保の指示による) 畜産農家の相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防疫資材の確保</li> <li>・防疫資材の備蓄</li> <li>・発生農場での防疫指導</li> <li>・移動(搬出)制限区域の設定</li> <li>・移動(搬出)制限区域での清浄性確認検査</li> <li>・農場内清浄エリアの運営</li> <li>・家畜防疫員の認可・清浄性確認検査への応援</li> <li>・車輛確保(緊急農家巡回、清浄性確認検査)</li> <li>・発生農場での防疫業務(畜舎等消毒、殺処分、搬出)</li> <li>・現地相談窓口の設置・市町村相談窓口との連絡調整</li> <li>・移動制限区域の字設定に係る市との調整</li> <li>・野生鳥獣の分布調査</li> <li>・野生鳥獣の用地選定調査等</li> <li>・埋却に係る設計管理、業者発注・指導</li> <li>・埋却に係る設計管理、業者発注・指導</li> <li>・広報資料(現地対策本部資料)の作成、報道対応</li> <li>・埋却施設等との調整</li> <li>・発生農場周辺での水質調査の実施</li> <li>・発生農場業務従事者等への防疫作業着脱指導</li> <li>・健康相談・問診等</li> <li>・と畜場及び食肉処理場の消毒システムの把握</li> <li>・食肉処理場の指導</li> <li>・農場内清浄エリアの運営</li> <li>・食品関連業者への巡回指導</li> <li>・緊急融資対策に係る相談(食品関連業者に限る。)</li> <li>・消毒ポイントの設置、機材搬送、人員体制の確保</li> </ul>
農林商工部森づくり推進室	野生鳥獣対応 埋却に係る現地調整	野生鳥獣対応 埋却に係る現地調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>・野生鳥獣の分布調査</li> <li>・野生鳥獣の用地選定調査等</li> <li>・埋却に係る設計管理、業者発注・指導</li> <li>・埋却に係る設計管理、業者発注・指導</li> <li>・広報資料(現地対策本部資料)の作成、報道対応</li> <li>・埋却施設等との調整</li> <li>・発生農場周辺での水質調査の実施</li> <li>・発生農場業務従事者等への防疫作業着脱指導</li> <li>・健康相談・問診等</li> <li>・と畜場及び食肉処理場の消毒システムの把握</li> <li>・食肉処理場の指導</li> <li>・農場内清浄エリアの運営</li> <li>・食品関連業者への巡回指導</li> <li>・緊急融資対策に係る相談(食品関連業者に限る。)</li> <li>・消毒ポイントの設置、機材搬送、人員体制の確保</li> </ul>
農林商工部地域づくり推進室	埋却作業に係る業者調整 広報資料の総括、報道対応	埋却作業に係る業者調整 広報資料の総括、報道対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・埋却に係る設計管理、業者発注・指導</li> <li>・埋却に係る設計管理、業者発注・指導</li> <li>・広報資料(現地対策本部資料)の作成、報道対応</li> <li>・埋却施設等との調整</li> <li>・発生農場周辺での水質調査の実施</li> <li>・発生農場業務従事者等への防疫作業着脱指導</li> <li>・健康相談・問診等</li> <li>・と畜場及び食肉処理場の消毒システムの把握</li> <li>・食肉処理場の指導</li> <li>・農場内清浄エリアの運営</li> <li>・食品関連業者への巡回指導</li> <li>・緊急融資対策に係る相談(食品関連業者に限る。)</li> <li>・消毒ポイントの設置、機材搬送、人員体制の確保</li> </ul>
企画総務部企画調整室	埋却地周辺の水質調査等 関係住民・防疫作業従事者の健康相談、健康管理 防疫活動支援(感染防護対応) と畜場の指導 食肉処理場の指導	埋却地周辺の水質調査等 関係住民・防疫作業従事者の健康相談、健康管理 防疫活動支援(感染防護対応) と畜場の指導 食肉処理場の指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・埋却施設等との調整</li> <li>・発生農場周辺での水質調査の実施</li> <li>・発生農場業務従事者等への防疫作業着脱指導</li> <li>・健康相談・問診等</li> <li>・と畜場及び食肉処理場の消毒システムの把握</li> <li>・食肉処理場の指導</li> <li>・農場内清浄エリアの運営</li> <li>・食品関連業者への巡回指導</li> <li>・緊急融資対策に係る相談(食品関連業者に限る。)</li> <li>・消毒ポイントの設置、機材搬送、人員体制の確保</li> </ul>
健康福祉部	関係住民・防疫作業従事者の健康相談、健康管理 防疫活動支援(感染防護対応) と畜場の指導 食肉処理場の指導	関係住民・防疫作業従事者の健康相談、健康管理 防疫活動支援(感染防護対応) と畜場の指導 食肉処理場の指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・埋却施設等との調整</li> <li>・発生農場周辺での水質調査の実施</li> <li>・発生農場業務従事者等への防疫作業着脱指導</li> <li>・健康相談・問診等</li> <li>・と畜場及び食肉処理場の消毒システムの把握</li> <li>・食肉処理場の指導</li> <li>・農場内清浄エリアの運営</li> <li>・食品関連業者への巡回指導</li> <li>・緊急融資対策に係る相談(食品関連業者に限る。)</li> <li>・消毒ポイントの設置、機材搬送、人員体制の確保</li> </ul>
農林商工部商工労働観光室	特別経営相談等	特別経営相談等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品関連業者への巡回指導</li> <li>・緊急融資対策に係る相談(食品関連業者に限る。)</li> <li>・消毒ポイントの設置、機材搬送、人員体制の確保</li> </ul>
建設部※	消毒ポイントの設定及び消毒の実施・指導	消毒ポイントの設定及び消毒の実施・指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消毒ポイントの設置、機材搬送、人員体制の確保</li> </ul>
土木事務所	教育委員会・学校関係との連絡調整	教育委員会・学校関係との連絡調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通学路調整</li> <li>・情報の提供</li> </ul>
〇〇教育局	住民等の安全確保のための必要な措置 疑い事例発生等の情報受信 防疫作業への協力 情報伝達体制の確保 情報管理者、広報担当要員設置 必要に応じて住民相談窓口確保 移動制限予定地の字確認と区域内飼養者情報の確認 埋却場所の調整と搬送経路の確認 清浄性確認検査等への協力要員及び車両確保 消毒ポイント設定に係る情報提供	住民等の安全確保のための必要な措置 疑い事例発生等の情報受信 防疫作業への協力 情報伝達体制の確保 情報管理者、広報担当要員設置 必要に応じて住民相談窓口確保 移動制限予定地の字確認と区域内飼養者情報の確認 埋却場所の調整と搬送経路の確認 清浄性確認検査等への協力要員及び車両確保 消毒ポイント設定に係る情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通学路調整</li> <li>・情報の提供</li> </ul>
〇〇警察署			
〇〇市・〇〇町・〇〇村			

※印は主担当公所とする。

※各業務の対応については、必要に応じて担当機関以外の職員の支援をえるものとする。



## 第 3 部 参 考



## 京都府口蹄疫対策本部等設置要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、口蹄疫に対する総合的な対策を関係部局の緊密な連携の下に講じるための京都府口蹄疫対策本部、京都府口蹄疫現地対策本部及び京都府口蹄疫警戒本部について、必要な事項を定めるものとする。

## (府対策本部の設置)

第2条 府内又は隣接府県において口蹄疫が発生したときは、関係部局の緊密な連携の下に、総合的な対策を迅速かつ的確に講じるため、京都府口蹄疫対策本部（以下「府対策本部」という。）を設置する。

## (府対策本部の組織)

第3条 府対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

2 本部長は、知事をもって充てる。

3 副本部長は、副知事をもって充てる。

4 本部員は、別表に掲げる職にある者をもって充てるほか、議会事務局長、教育委員会教育長及び警察本部長の職にある者に委嘱する。

## (本部長の職務)

第4条 本部長は、府対策本部の事務を総理する。

2 本部長に事故があるときは、あらかじめ定めた順位に基づき、その職務を代理する。

## (府対策本部会議)

第5条 府対策本部の会議は、本部長が必要と認めたときに、本部長が招集する。

2 本部長が必要と認めたときは、府対策本部以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

## (審議事項)

第6条 府対策本部は、口蹄疫に関し、次の事項に掲げる事項について審議し、総合的な対策を決定するものとする。

(1) 指揮命令系統の確立に関すること。

(2) 感染拡大防止、広報啓発等の企画・調整に関すること。

(3) 国、他府県及び市町村との連絡調整に関すること。

(4) 関係情報の総合収集・分析に関すること。

(5) 現地対策本部との連絡調整に関すること。

(6) その他重要な口蹄疫対策に関すること。

## (専門家チーム会議の設置)

第7条 本部長は、口蹄疫対策に関する技術的事項を検討するため、専門的知識を有する学識経験者等で構成する京都府口蹄疫専門家チーム会議を置くことができる。

2 専門家会議を構成する学識経験者等は、本部長が委嘱する。

(現地対策本部)

第8条 府内において口蹄疫が発生したときは、発生地と対策本部との連絡調整及び機動的な対応等を講じるため、発生地の市町村の区域を所管する京都府広域振興局に京都府口蹄疫現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）を設置する。

2 現地対策本部は、現地対策本部長、現地対策本部副本部長及び現地対策本部員をもって構成する。

3 現地対策本部長は、現地対策本部を設置する市町村の区域を所管する京都府広域振興局長をもって充てる。

4 現地対策本部副本部長は、現地対策本部を設置する市町村の区域を所管する京都府広域振興局副局長をもって充てる。

5 現地対策本部員は、地域の実情に応じ、現地対策本部長が決定する。

6 発生地の市町村の区域を所管しない京都府広域振興局においては、必要に応じて、現地対策本部を設置する。

(府警戒本部)

第9条 府内又は隣接府県以外において口蹄疫が発生し、府内への被害が予測されるときは、情報の収集・集約、養鶏農家等への防疫対策等の嚴重な警戒体制を講じるため、京都府口蹄疫警戒本部（以下「府警戒本部」という。）を設置する。

2 府警戒本部は、警戒本部長及び警戒本部員をもって構成する。

3 府警戒本部長は、知事をもって充てる。

4 府警戒本部員は、府警戒本部長が本部員となるべき者のうちから指名する者及び広域振興局長をもって充てる。

(庶務)

第10条 府対策本部及び府警戒本部の庶務は、危機管理・防災課及び農政課において処理する。

2 現地対策本部の庶務は、現地対策本部を設置する市町村の区域を所管する京都府広域振興局において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、府対策本部等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

この要綱は、平成22年9月22日から施行する。

別表

危機管理監  
知事室長  
職員長  
会計管理者  
総務部長  
政策企画部長  
府民生活部長  
文化環境部長  
健康福祉部長  
商工労働観光部長  
農林水産部長  
建設交通部長  
防災監

## 口 蹄 疫 対 策 の 法 的 根 拠

対 策	家畜伝染病予防法	特別措置法
<b>■ 通行の制限又は遮断</b> 権限：知事・市町村長 ＊ 72 時間を超えない範囲	§ 15	
<b>■ 車両等の消毒の義務</b> 消毒ポイントの設置：知事 消毒地域指定：大臣		§ 4
<b>■ と殺の義務</b> 義務：所有者（管理者） 代行：家畜防疫員	§ 16	
<b>■ 患畜等以外の家畜の殺処分等（ワクチン接種の上殺処分）</b> 所有者への勧告：知事 代行：家畜防疫員		§ 6
<b>■ 死体の焼却等の義務</b> <b>■ 汚染物品の焼却等の義務</b> 義務：所有者（管理者） 代行：家畜防疫員	§ 21 § 23	
<b>■ 畜舎等の消毒の義務</b> 義務：所有者（管理者） 代行：家畜防疫員	§ 25	
<b>■ 消毒方法等の実施</b> 所有者への命令：知事	§ 30	
<b>■ 家畜の移動制限（移動制限・搬出制限）</b> 権限：知事	§ 32	
<b>■ 手当金</b> ○ 患畜 2 / 3、疑似患畜 3 / 4 ○ 上乗せ規定	§ 58	§ 18
<b>■ 費用の国負担</b> ○ 所有者による埋却等経費の 1 / 2 ○ 上乗せ規定	§ 59	§ 18
<b>■ 費用の国負担（府県防疫経費）</b> ○ 防疫員旅費等 10 / 10 ○ 薬剤購入等 10 / 10 ○ 資材購入等 1 / 2 ○ 埋却等経費 1 / 2 ○ 上乗せ規定	§ 60 〃 〃 〃	§ 18,19
<b>■ 移動制限損失補填（所有者の飼料費等補填）</b>		§ 20
<b>■ 生産者等の経営の再建等のための措置（融資等）</b>		§ 22
<b>■ 地域再生のための支援（基金設置等）</b>		§ 23

口蹄疫対策特別措置法・家畜伝染病予防法 法的根拠（規定内容）

家畜伝染病予防法

口蹄疫対策特別措置法（平成24年3月31日までの時限立法）

事項	家畜伝染病予防法	口蹄疫対策特別措置法（平成24年3月31日までの時限立法）
通行の制限又は遮断  車両等の消毒の義務	§ 15 都道府県知事又は市町村長は～72 時間を超えない範囲内において期間を定め～口蹄疫の患者又は疑似患者の所在の場所（これに隣接して当該伝染性疾病の病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある場所を含む。）とその他の他の場所との通行を制限し、又は遮断することができる。	
と殺の義務  患者等以外の家畜の殺処分等	§ 16 次に掲げる家畜の所有者は～直ちに当該家畜を殺さなければならない。 2 口蹄疫の患者又は疑似患者 3 家畜防疫員は、家畜伝染病のまん延を防止するため緊急の必要があるときは、同項の家畜について、同項の指示に代えて、自らこれを殺すことができる。	§ 4 農林水産大臣が口蹄疫のまん延を防止するために車両等の消毒の義務を課す必要がある地域として指定する地域内において、都道府県知事が農林水産省令で定める消毒の設備を設置して他の農林水産省令で定めるところに従って、当該設備を利用して、当該設備を利用して、自らその身体を消毒しなければならない。 2 都道府県知事は、口蹄疫のまん延を防止するため特に必要があるときは、前項に規定する設備を設置している場所を通行しよとすることができる。 3 第一項の地域内において、都道府県知事が農林水産省令で定める消毒のための設備を設置している場所を通行しよとする者は、農林水産省令で定める消毒の設備を利用して、自らその身体を消毒しなければならない。
死体の焼却等の義務  汚染物品の焼却等の義務	§ 21 次に掲げる患者又は疑似患者の死体の所有者は～家畜防疫員が農林水産省令で定める基準に基づいて指示に従い、遅滞なく、当該死体を焼却し、又は埋却しなければならない。 2、家畜防疫員は～家畜伝染病のまん延を防止するため緊急の必要があるときは、同項の患者又は疑似患者の死体について、同項の指示に代えて、自らこれを焼却し、又は埋却することができる。	§ 6 都道府県知事は、法第三章に規定する措置だけでは口蹄疫のまん延の防止が困難であり、かつ、急速かつ広範囲にわたる口蹄疫のまん延を防止するため必要があるときは、農林水産大臣が口蹄疫のまん延を防止するために患者等以外の家畜の殺処分を行う必要がある地域として指定する地域内において都道府県知事が指定する家畜（患者及び疑似患者を除く。）を所有する者に、期限を定めて当該家畜を殺すべきことを勧告することができる。前項の勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、又は家畜の所有者若しくはその所在が知れないため同項の勧告をすることができない場合において緊急の必要があるときは、都道府県知事は、家畜防疫員に当該家畜を殺させることができる。
	§ 23 家畜伝染病の病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある物品の所有者は、家畜防疫員が農林水産省令で定める基準に基づいて指示に従い、遅滞なく、当該物品を焼却し、埋却し、又は消毒しなければならない。	§ 23 家畜伝染病の病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある物品の所有者は、家畜防疫員が農林水産省令で定める基準に基づいて指示に従い、遅滞なく、当該物品を焼却し、埋却し、又は消毒しなければならない。

家畜伝染病予防法		口蹄疫対策特別措置法
事項	<p>畜舎等の消毒の義務</p> <p>§ 25 若しくは疑似患畜又はこれらの死体の所在した畜舎、船舶、車両その他これに準ずる施設は、家畜防疫員が農林水産省で定める基準に基づいてする指示に従い、その所有者が消毒しなければならない。</p> <p>略</p> <p>2 家畜防疫員は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときは、第1項の施設について、同項の指示に代えて、自らこれを消毒することができる。</p>	
まん延防止	<p>§ 30 都道府県知事は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときは、区域を限り、家畜の所有者に対して、農林水産省令が定めることができる。</p> <p>§ 32 都道府県知事は、家畜伝染病の病原体をひるげるため必要があるときは、都道府県の区域内での移動、畜舎、該都道府県内への移入又は当該都道府県外への移出を禁止し、又は制限することができる。定めるところにより、該区域外への移出を禁止し、一定種類の家畜、その死体又は家畜伝染病の病原体をおそれる物品</p>	
家畜等の移動の制限	<p>§ 58 国は、次に掲げる動物又は物品の所有者に対し、それぞれ当該各号に定める額（当該動物の死体が利用価値を有する場合に於ては、その評価額を当該各号に定める額から差し引いて得た額）を充当金として交付する。</p> <p>1 第16条又は第17条の規定により殺された患畜（次畜に該家畜の評価額（その額を除く。）にあつては、患畜標準的な資質を有する当該家畜の売買取引において通常成立すると認められる取引価額を下らない範囲内において政令で定める額を超えるときは、当該政令で定める額とする。）の1分の1</p> <p>2 略</p> <p>3 第16条、第17条又は第20条第1項の規定により殺された疑似患畜に於ては、疑似患畜となる前における当該家畜の評価額の5分の4</p> <p>2 略</p> <p>3 農林水産大臣は、第1項に掲げる動物、死体、胎児又は物品の評価額を決定するには、関係都道府県知事の意見をきかなければならない。</p> <p>4 都道府県知事は、農林水産大臣に前項の意見を具申する際には、農林水産省令の定めるところにより、あらかじめ選定した3人以上の評価人の意見をきかなければならない。</p>	<p>§ 18 国は、法第16条の規定による患畜又は疑似患畜であつて平成二十二年四月以降に発生が確認された口蹄疫に係るものとの適切な支援に資するものとして、当該患畜又は疑似患畜の所有者の経済的な支拂に資するものとして、法第58条の規定による充当金の交付のほか、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 図らるるよう、必要な措置が講せられるものとする。</p>
手当金	<p>§ 59 国は、第21条第1項又は第23条第1項の規定により焼却し、又は埋却した家畜の死体又は物品の所有者に対し、焼却又は埋却に要した費用の2分の1を交付する。</p>	<p>§ 18 国は、平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に関し、法第21条第1項又は第23条第1項の規定により焼却し、又は埋却した家畜の死体又は物品の所有者が当該焼却又は埋却に要する費用に必要措置を講ずるものとする。</p>
補償・費用負担	<p>費用の負担</p>	

事項	家畜伝染病予防法		口蹄疫対策特別措置法
費用の負担  豚等の家畜の生産者等のための措置  地域再生のための支援	§ 60 国は、都道府県知事又は家畜防疫員がこの法律を執行するために必要な費用のうち次に掲げるものを負担する。 1. 家畜防疫員の旅費の全額（家畜伝染病（第62条第1項の規定により指定された疾病を含む。）以外の寄生虫病の発生を予防するために要するものについては、2分の1） 2. 第58条第4項の評価人の手当及び旅費の全額 3. 雇い入れた獣医師に対する手当の2分の1 4. 略 5. 牛・羊・豚・馬以外の動物用生物学的製剤の購入費又は製造費の2分の1 6. 農林水産大臣の指定する薬品の購入費の全額 7. 農林水産大臣の指定する衛生資材の購入費又は賃借料の2分の1 8. 農林水産大臣の指定する焼却又は埋却に要した費用の2分の1 2 国は、都道府県が、特定家畜等（第32条の規定による移動又は移出の禁止又は制限がされることにより畜産経営に重大な影響が及び家畜、その死体又は物品として政令で定めるものをいう。以下この項において係る死体又は物品に対して当該禁止又は制限に起因する特定家畜等に係る費用の増加額のうち政令で定めるものに相当する額を交付する場合に、当該交付した額の2分の1を負担する。	§ 18 5 国は、平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に關し、法第二十三条第一項、第二十五条第一項、第二十六条第一項、第二十七条、第二十八条又は第三十条の規定に基づき消毒を行った者が当該消毒に要する費用について、当該者が実質的に負担する部分を生じさせることのないよう、必要な措置を講ずるものとする。	§ 18 4 国は、平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に關し、都道府県が支弁する部分を生じさせることのないよう、必要な措置を講ずるものとする。
	§ 20 国は、平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫のまん延を防止するために行われた法第三十二条から第三十四条で定める規定による移動等の禁止等により生じた損失の補てん） 十省要する費用の増加額がその他の必要措置を講ずるものとする。	§ 19 国は、都道府県知事又は家畜防疫員が第四條第一項から第三項までの規定による消毒を実施するために要する費用、第五條第二項（第六條第八項において準用する場合を含む。）又は第六條第七項の規定による消毒を実施するために要する費用並びに第十二條の規定による焼却又は埋却を行った者に交付する費用の全部又は一部を負担する。	§ 22 国は、平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫のまん延を防止するために行われた法第三十二条から第三十四条で定める規定による移動等の禁止等により生じた損失の補てん） 十省要する費用の増加額がその他の必要措置を講ずるものとする。
	§ 22 国は、平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫のまん延を防止するために行われた法第三十二条から第三十四条で定める規定による移動等の禁止等により生じた損失の補てん） 十省要する費用の増加額がその他の必要措置を講ずるものとする。	§ 22 国は、平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫のまん延を防止するために行われた法第三十二条から第三十四条で定める規定による移動等の禁止等により生じた損失の補てん） 十省要する費用の増加額がその他の必要措置を講ずるものとする。	§ 22 国は、平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫のまん延を防止するために行われた法第三十二条から第三十四条で定める規定による移動等の禁止等により生じた損失の補てん） 十省要する費用の増加額がその他の必要措置を講ずるものとする。
	§ 23 国及び地方公共団体は、前条に定める措置のほか、平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫のまん延が地域経済に重大な影響を及ぼしている状況にかんがみ、これらの措置に必要な費用に充てておくための基金の設置その他の必要な措置を講ずるものとする。	§ 23 国及び地方公共団体は、前条に定める措置のほか、平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫のまん延が地域経済に重大な影響を及ぼしている状況にかんがみ、これらの措置に必要な費用に充てておくための基金の設置その他の必要な措置を講ずるものとする。	§ 23 国及び地方公共団体は、前条に定める措置のほか、平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫のまん延が地域経済に重大な影響を及ぼしている状況にかんがみ、これらの措置に必要な費用に充てておくための基金の設置その他の必要な措置を講ずるものとする。



# 口蹄疫対策特別措置法について

平成22年6月  
農林水産省消費・安全局

## I 趣旨

平成22年4月以降に発生が確認された口蹄疫に起因する事態に対処するため、口蹄疫のまん延を防止するとともに、口蹄疫に対処するために要する費用の国の負担、生産者の経営や生活の再建支援等の特別措置を講じるもの。

## II 概要

### 1 一般車両等の消毒義務

農林水産大臣が都道府県知事の要請に基づいて指定する地域（以下「指定地域」という。）内において、消毒のための設備を設置している場所を通行しようとする者に、その使用する車両その他の物品の消毒を義務付け。

※ 農林水産大臣は、都道府県知事への指示・代執行が可能

### 2 患畜・疑似患畜以外の家畜の予防的殺処分

都道府県知事は、口蹄疫のまん延を防止するためやむを得ない必要があるときは、指定地域内において都道府県知事が指定する家畜（患畜及び疑似患畜を除く。）を所有する者に、期限を定めて当該家畜を殺すべきことを勧告することができ、所有者が当該勧告に従わないとき等において緊急の必要があるときは、家畜防疫員に当該家畜を殺させることができる。

※ 農林水産大臣は、都道府県知事への指示・代執行が可能

### 3 死体の焼却又は埋却の支援

指定地域内に存する死体の所有者が、死体の焼却又は埋却を求めた場合には、家畜防疫員は当該死体を焼却又は埋却するものとするほか、国は、埋却の用に供する土地の確保、必要な作業に従事する者の派遣その他の必要な措置を講ずる。

### 4 無利子融資など家畜の生産者等の経営再建等のための措置

国は、生産者、関連事業者等の経営の安定及びその生活の安定を図るため、必要な資金の無利子の貸付け、施設の整備等に要する費用の助成その他の必要な措置を講ずる。

### 5 その他の規定事項

家畜防疫員の確保、偶蹄類に属する野生動物の監視、ねずみ等の駆除、口蹄疫に対処するための費用の国による負担、家畜等の移動等の禁止等により生じた損失の補てん、農業者年金の保険料の免除等の特例、地域再生のための支援、税制上の措置等

## III 施行期日等

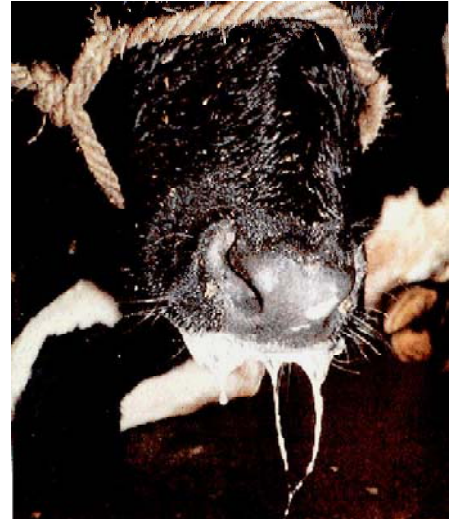
公布・施行 平成22年6月4日（平成24年3月31日までの時限立法）

## 口蹄疫 とは

1 原因（病原体）  
口蹄疫ウイルス (Picornaviridae Aphthovirus)

2 感受性動物  
牛、水牛、めん羊、山羊、豚、しか、  
いのしし

3 症状  
突然40～41℃の発熱、元気消失に陥ると同時に多量のよだれがみられ、口、蹄、乳頭等に水疱(水ぶくれ)を形成し、足を引きずる症状が見られる。



【多量のよだれ】

出典：動物衛生研究所

4 発生状況

(1) 国内：

明治41年(1908年) 東京、神奈川、兵庫、新潟 522頭

平成12年(2000年) 宮崎(3～4月：3戸)，北海道(5月：1戸)

患畜・疑似患畜 740頭 [92年振りの発生]

\*) 日本は平成12年9月27日に清浄国に復帰。

(2) 海外：オセアニアと北米以外の世界中で発生が見られる。

5 診断

(1) 抗体の検出を行う。

(2) 水疱材料等からのウイルス分離を行う。

6 予防法

原則、発症動物のとう汰による清浄化を推進。また、緊急接種用の不活化ワクチンを備蓄。我が国では水際での厳重な検疫を実施（発生国からの畜産物等の輸入禁止等）

なお、本病の常在国及びその隣接国では不活化ワクチンが使用されている。しかし、一度ワクチンを使用すれば、ワクチン接種動物は感染源となる確率が高い。

7 治療法

(1) なし

(2) 発生した場合は、家畜伝染病予防法に基づき、まん延防止のため家畜の所有者によると殺が義務付けられている。